

「葛飾区少年の主張大会」が開催されました

平成25年11月16日、かつしかシンフォニー・ヒルズアイリスホールにおいて、応募総数519人の中から選ばれた小学生20人・中学生6人、計26人が、それぞれの主張を発表しました。結果は次のとおりです。

小学生の部

最優秀賞

田中 琴音(たなか ことね・小松南小6年)

「命という名の宝物」

鳥山 はな(とりやま はな・北野小6年)

「守るべき命」

優秀賞

田中 琴音(たなか ことね・小松南小6年)

「SNSの中で生きる」

北畠 華瑠南(きたばなな・上平井小6年)

「めんどうくさいは良い言葉」

行貝 高虎(なめがい たかとら・本田小6年)

「本気で『夢』を考える」

田中 智毅(たなか ともき・末広小6年)

「ふれあうことの大切さ」

杉本 優音(すぎもと ゆの・花の木小6年)

「一つずつの命」

入選

山本 佳央(やまもと かお・渋江小5年)

藤田 洋子(ふじた ようこ・よつぎ小5年)

飯沼 楓(いいぬま かえで・葛飾小6年)

福岡 莉蘭(ふくおか りらん・綾南小6年)

福岡 風沙(たなか ふさ・東綾瀬小6年)

田中 丈雄(たなか たけお・亀青小6年)

田中 丈雄(たなか たけお・亀青小6年)



入選

大森 茉優(おおもり まゆ・堀切中1年)

庄司 陽南子(しょううじ ひなこ・小松中3年)

白木 吉紀(しらき よしのり・亀有中3年)

(敬称略・同一賞内の順番は発表順)

地域教育課 □ (5654) 8482

優秀賞

田澤 勇斗(たざわ ゆうと・葛美中1年)

「皆にとつての地球」

大澤 秋美(おおさわ あきみ・新小岩中3年)

「笑顔の魔法」

中学生の部

最優秀賞

久能 裕加(くのう ゆうか・一之台中2年)

「少年法を支えるもの」

田澤 勇斗(たざわ ゆうと・葛美中1年)

「少年法を支えるもの」

田澤 勇斗(たざわ ゆうと・葛美中1年)

「少年法を支えるもの」

田澤 勇斗(たざわ ゆうと・葛美中1年)

「少年法を支えるもの」

田澤 勇斗(たざわ ゆうと・葛美中1年)

中学生の部・最優秀賞

柳 和志(やなぎ かずし・青戸小6年)

飯島 啓太(いいじま けいた・鎌倉小6年)

石出 咲紀(いしで さき・半田小6年)

細谷 愛笑(ほそや まなみ・幸田小6年)

少年法を支えるもの

私が少年法について考えたきっかけはある事を知ったことでした。

件を知ったことでした。

神戸連続児童殺傷事件。別名「酒鬼薔薇事件」

「酒鬼薔薇聖斗事件」とも呼ばれています。

小学生の男の子が殺害され、その首が学校の門の前に置かれるという残酷なもので、サカキバラの名で犯行声明が出されました。逮捕された犯人は中学生の少年でした。わたしと同じ中学生です。この事件を知ったとき、物凄い衝撃を受けました。犯人が中学生だなんて、とても信じられませんでした。さらに驚いたのは、犯人はもう釈放され、普通に生活をしているということです。少年犯罪ということで、少年法が適用されたのです。しかし、これだけのことをして少年法が適用されるのか、罪に年齢は関係ないのではないか。そう考えました。これまで子供を守るためにあるのだと思っていた少年法が、ともすると、少年犯罪を認めることに繋がってしまっているのではないかと思いました。このことから私は少年法に疑問を持ち、調べてみることにしました。

少年法とは、少年の健全な育成をするために制定された、審判の手続きについての法律です。非行をする少年に対して、成人とは異なる処分や手続きを行うことが規定されています。この法律で「少年」とは、二十歳に満たない者をいいます。しかし少年法を盾に少年犯罪が行われてしまうのであれば大きな問題だと思います。

当然のことのように聞こえるかもしれません。が、このことが現行の少年法を成り立たせていくためにはかかせない大切なことだと思います。今ここにいる中学生のみなさん。私たちは大人と同じようにきちんと善悪の判断をつけられる存在です。それは、私たちの過ちを正してくれる大人が周りにいたからです。正しいことを教えてくれる大人が周りにいなければ、判断を間違った道へ進んでしまうかもしれません。これからは私たちが大人となり、次の世代に伝えていく番です。

これまでの事件や世論を受けて、少年法は改正され、二〇〇七年からは「十二歳以上」は少年院に送致できることになりました。以前は十

六歳以上とされていたものが、二〇〇〇年には十四歳以上、そして二〇〇七年には十二歳以上と、引き下げられてきました。私はこの少年法の改正については、少年犯罪がへると思うので賛成です。しかし、十六歳以上、十四歳以上、十二歳以上と、いつたいどこまで下がるのでしょうか。引き下げの基準は、善悪の判断ができるかどうかだと思います。いくつからが善悪の判断ができるといえる年齢なのでしょうか。少年法では十二歳以上となつていて、法律上では善悪の判断ができるのは十二歳からだということなのでしょう。つまり、小学校を卒業したら善悪の判断がつかなければいけないと

いうことです。今、中学生である私たちは社会から善悪の判断がつく存在だと見られているということです。私自身善悪の判断はつけられていると思つてます。それはこれまで生きてきた中で、してはいけないこと、していいことを周りの大人たちが教えてくれたおかげです。

幼い頃善悪の判断がつかないまま、してはいけないことをしてしまった時は、きちんととかかられて学んできました。これからも、私がこれまでもらつたように、大人は子供たちに善悪の判断がつくようにならなければなりません。それからも、私は子供たちに善悪の判断がつくようにならなければなりません。つまりして、ほしいと思いますし、子供は善悪の判断をきちんとつけられるように学んでいくべきだと思います。

当然のことのように聞こえるかもしれません。が、このことが現行の少年法を成り立たせていくためにはかかせない大切なことだと思います。今ここにいる中学生のみなさん。私たちは大人と同じようにきちんと善悪の判断をつけられる存在です。それは、私たちの過ちを正してくれる大人が周りにいたからです。正しいことを教えてくれる大人が周りにいなければ、判断を間違った道へ進んでしまうかもしれません。これからは私たちが大人となり、次の世代に伝えていく番です。

※なお、最優秀賞の作文については、葛飾区ホームページにも掲載しています。